

2021年11月吉日

お客さま各位

東山口信用金庫

一定金額未満の口座解約手続きにおける印鑑不要化の取扱い開始について

平素より、東山口信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、預金残高1万円未満の口座について、お届印の押印を不要とする印鑑不要化の取扱いを開始するとともに、関連する預金規定を下記のとおり改定いたします。改定後の各預金規定につきましては、当金庫のホームページでご確認ください。

当金庫では、今後もお客さまの利便性向上に努めてまいりますので、引き続き、東山口信用金庫をご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1、取扱開始日

2022年1月4日（火曜日）

2、改定理由および改定する預金規定

残高1万円未満の口座解約手続きにおける印鑑不要化の取扱いに伴う改定

- ①普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ②納税準備預金規定
- ③貯蓄預金規定

3、印鑑不要化の概要

（1）対象のお客さま

個人および個人事業主の方

（2）対象となる預金口座

預金残高が1万円未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金

（3）お手続きに必要な物

ご本人さま（18歳未満の方の預金口座の場合は、親権者さまおよびご本人さま）が以下の①②をご持参のうえお手続きをお願いいたします。

- ①通帳およびカード発行をしている場合はキャッシュカード
- ②顔写真付本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※18歳未満の方の預金口座は、親権者さまの顔写真付本人確認書類およびご本人さまの健康保険証等の公的本人確認書類

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せください。

